平成25年度　第２回金沢市景観審議会
日時　平成26年2月24日（月）午後1時00分～午後2時45分
場所　金沢市庁舎7階全員協議会室

1. 開会
2. 都市整備局長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 議事

議事１　金沢市景観計画の変更について
①景観地区に関する事項

～ 事務局より説明 ～
・長町武家屋敷跡周辺において、景観法及び都市計画法で定める景観地区の指定をするにあたり、手続の流れや申請が必要な行為、申請が必要となる対象範囲、景観地区における景観形成基準等、景観地区に関する事項を景観計画に追加することについて説明。

（Ａ委員）
区域については武家屋敷が中心になっているが、例えば、かつて大野用水沿いに製粉所があり、水車の出窓があった。そういう視点からの用水景観も含めて、もう少し範囲を広げてもいいのではないか。
その他、長町の武家屋敷群を突き抜けて少し離れているが、木の花幼稚園がある。この幼稚園は日本の幼稚園史の中では非常に重要な位置を占めており、もともとはヨーロッパの幼稚園の様式を取り入れてつくられ、建物自体は明治のものではないが、ただ、武家屋敷に隣接して幼稚園があるということと、立木に周りを囲まれていて何となく雰囲気を残している。その辺りまで区域を広げてもよいのではないか。
（事務局）
長町地区については、昭和43年に伝統環境保存条例制定時に、最初に伝統環境保存区域として指定され、その後景観保全を図ってきた。その結果、長町の本来の景観というのが色濃く保全されてきたという実績がある。今回、景観地区の区域の範囲を考えるに当たり、現地を再度調査したが、当時の区域の範囲というものが色濃く残っている。ここを核として今回、このような区域の設定をした。
（Ａ委員）
生業や歴史的な変遷などについては基準の中に入らないのか。
（事務局）
今回はあくまでも長町の武家地の景観を色濃く残しているエリアということで、昭和43年に初めて伝統環境保存条例を制定したそのエリアを核として、武家地としての大切な景観構成要素である土塀、用水景観、庭園の緑、町家の連たん性から区域の設定を行った。

ただ、委員ご指摘のとおりであり、将来的にはバッファーゾーンの調査も含め、さらに地区のエリアのあり方について地元住民とも協議しながら検討していく。

（Ｂ委員）

その武家屋敷のところを核として区域指定を考えているとのことであるが、確かに用水は近代化産業遺産が垣間見えるものがある。そういうものを文化財のサイドではきちんととリストアップしておくことが必要である。

（Ｃ委員）

実際用水は江戸時代から産業との関わりがあったわけであるから、近代化産業という枠で捉えるのではなく、何か金沢市全体の産業遺産としてとりまとめることは必要ではないかと思っている。

今の話も含めて、今回の区域指定案が、現状の景観を維持保存して発展させるということで随分狭い範囲の指定になっていると思う。

もう一つの考え方として、もう少し広い範囲を指定しておいて、壊れてしまっている景観を、用水は残っているわけであるから、その文脈に合わせて復建していくなどの努力が見られるような区域指定にしてもよいのではないかとも思う。そうすれば、先ほどＡ委員のおっしゃったこともカバーしつつやっていけることもある。

（Ｂ委員）

記録に残しておいていただきたい。

（Ｄ委員）

景観特性の連たん性という項目の中で、一番最後の長屋門と町家という表現になっている。ここで町家という表記が武士系の住宅という意味を指しているのであれば、町家という表現に違和感がある。表記について検討が必要なのではないか。

（事務局）

資料中、茶色く着色してある家が昭和25年以前からの建築されている建物の分布の状況である。当時の調査データを見ると、今、Ｄ委員がおっしゃった武士系住宅がやはり数多く残っている。それはちょうど土塀が連たんしている長町武家屋敷跡や大野庄用水沿いに多く集まっているという状況である。ただ、中には武士系住宅と若干様式が異なる建物も一部入っている。全てが武士系住宅となっている状況ではなかったので、今回、連たん性を検証するにあたり、古い街並みを形成している武士系住宅、その武士系住宅と調和する町家、これらの連たんを一連として区域の範囲を捉えさせていただいた。

（Ｄ委員）

これは景観計画として全国に提示するようなものであり、単純に町家といったら町人系住宅となる。いわゆる金澤町家として定義しているものには武士系の住宅と町人系の住宅、近代住宅を含むということになるが、長屋門と一緒に並列して町家と示すのは、不自然である。例えば「長屋門・武士系住宅並びに町家」など何らかの表記を検討しただいたほうがよいと思う。

（事務局）

その方向で整理させていただく。

（Ｅ委員）

景観法や条例によって金沢のまちづくりを進めていくことは非常によいことである。一方で災害対策基本法があり、その骨子は、地域住民はもちろんであるが、要支援者と定義されている観光客や外国人に対しても防災対応しなさい、ということであり、金沢市地域防災計画でも謳われている。

景観まちづくりと同時に、市民、観光客、外国人等々の安全・安心をきちっと守っていけるような、バランスのあるまちづくりをしていただきたい。

（事務局）

あくまでもこの景観地区指定はまちづくりのスタートということで、今後、防災の問題や、高齢化の問題などについて、別途協議会なども立ち上げ、話し合っていく予定である。

（会長）

先ほどＡ委員から出た地区範囲の考え方については、計画部会でかなり細部について議論を重ねてきた。景観地区は、どちらかというと重要文化的景観よりも少しハード寄りの性格もある。都市計画決定の対象ということにも影響している。

その他、時代とともにいろいろ変遷してきているので、区域としてはかなり絞った形となっている。現実的な利害関係も出る、制約もいろいろ出てくることもある。そのようなことからある程度限定的にスタートさせることになったと理解している。

②文化的景観に関する事項

（事務局）

～　事務局より説明　～

・金沢市景観計画に旧城下町区域、卯辰山区域を文化的景観区域として位置づけている。

・このたび、城下町の形成・発展に特に関わりの深い地域である金石町区域、大野町区域について、新たに文化的景観区域に追加することについて説明。

（Ａ委員）

金大野町は醤油蔵を含めて結構いい街並みが特徴づけられると思うが、金石の場合、いわゆる「しもたや」というのはわかるが、それ以外では何をもって特徴づけられるのか。

（事務局）

金石町区域においても、木材の移出業、製材業といった店舗も遺っており、また生業と言う点で、伝統行事も残っている。また単純に城下町の都市構造が残っているだけではなくて、その地域のコミュニティがしっかりと残った区域であるため、この区域を文化的景観区域として指定したい。

（Ａ委員）

もともと金沢の町家というのは木端葺きで、その木端は金石で生産していた。昭和30年代までは数軒やっていた。それらの痕跡がどれだけ残っているのか、調査結果があれば教えてほしい。

（事務局）

基礎調査では、木箱の製作など木に由来するような生業は存在しており、もともとの生

業から多少変化はしながらも継承されているというところが見受けられた。

（Ｂ委員）

区域を追加していくのは国の許認可などの必要はないのか。「重要」になるかならないかは別として、文化的景観に追加するのに国の許認可などの必要がないということなら、例えば寺町台は重伝建に選定され景観保全の対象になっているが、エリアはかなり絞っており、野田山などは外れている。現在も野田山にまつわる生業として石材屋だとか、年中行事としても色濃く残っており、逐次追加していく予定はあるのか。

（事務局）

資料中、旧城下町区域と卯辰山区域ということで、こちらの寺町台の寺院群も含めた形で文化的景観区域として広く位置づけしている。これは国の許認可の必要はなく、金沢市として景観計画に位置づけるものである。当初、城下町区域と卯辰山区域を位置づけしており、今回新たに金石町区域、大野町区域を追加するものである。市内のその他の区域においても引き続き追加指定を視野に入れている。

（Ｆ委員）

大野町区域について文化的景観を考えた場合、物的な要素も重要だが、生業という要素も非常に重要であると思う。大野町の場合は、今でも二十数軒醤油屋が残っていて、それがなぜ産地として小さいところも含めて残れているかといえば、昭和30年代から40年代ぐらいに協業化をされて協業組合をつくって組合の醤油工場つくったことにあると聞いている。

区域指定の範囲について、景観法や景観計画により、景観的な担保がとれているということが必要ということもあって今回、醤油組合になっている海沿いの加工部分のエリアは外してあるというのは理解できる。ただ、将来的に重要文化的景観の選定を視野に入れたときには、文化的景観という価値概念から考えるとこの範囲を区域に含むかというのはこれからの検討課題であると思う。

同様に、大野には大野弁吉（中村弁吉）という加賀のレオナルド・ダ・ヴィンチと言われた科学者がいた。大野のまちづくりでも「からくり」というのは一つの大きなキーワードになっており、県の施設でからくり記念館がある。そこも区域から外してある。景観的なゾーニングの関係だと思うが、これも同様な考え方で、今、旧城下町の範囲において21世紀美術館などの現代建築も文化の再生産装置というような形で重要構成要素に入っているというのと同じような考え方でからくり記念館のあるエリアも区域に含むことについて考えてもよいと思う。

（事務局）

大野については基礎調査の結果、まず藩政期の江戸資料などをもとに街路とか街並みの現在に継承されている部分が、伝統環境保存区域とほぼ一致するような区域であった。その部分には今回、特に町家などの歴史的建造物も数多く分布しているというところも把握できており、ただ一方で、醤油の製造工場というものも海側の方につくられていることもあるので、今後、組合の方々や地域の方々の意見を聞いて、将来的には重要文化的景観の選定を検討するときにはご指摘のとおり検討すべき課題であると考えている。

（Ｆ委員）

祭礼行事などを考えても、夜にお練りを４丁目の大通りから神社まで２時間ぐらいやるが、その前に醤油組合に集まり、そこで順番に演舞をしていくということがある。おそらく、醤油組合ができる前から海辺の浜に行ってやっていたと思われる。そのようなことからも、あの場所は祭礼とかも含めた文化的景観という意味でも大事な場所で、醤油組合になってもその文脈は継承されているのだろうと思う。

（Ｃ委員）

感想であるが、その文化的景観というのは、ある意味で景観というのが可視的な目に見える形と、それから土地の伝統というような部分にある程度重点を置いているような気もするし、それが文化的というふうにも言っているわけである。そして文化という一つの形というもの、文化のコンテクスト、文脈みたいなものがそういう景観の中に可視的にあらわれてくる場合ももちろんあるわけだが、そうではない場合もある。文化的なコンテクストのほうは、それも含めて総合的に文化的景観と言っているのだろうと思う。それを全体として保存したいと。地域も含めて保存したいということだと思うが、そういうことをもう少し明確に謳ったほうがいいと思う。読んでいても、部分的なものがつぎはぎに入っていて、全体的なコンセプトがあまり明確ではないという感じがする。

文化財保護法というのは基本的に単体である。１つの品物、物件、あるいはお祭りであったり、行為であったり、そういうものを取り出してきて、それを評価し、指定していくのであるが、それが全体的なコンテクストの中につながるということはあまり考えてない。

そうすると、何かそれを点として押さえられているものが連なった文脈みたいなものを都市の構造の中に押し込んでいく、それらを総合的に捉えてきたところが文化的景観であるという気がする。

そういうものを総合するような立場で景観政策を実施していくということであれば、そういう視点をもう少し明確に出したほうがよいのではないか。

（Ａ委員）

おっしゃるとおりで、やはり文化というものの特徴というのがまずあって、それを支えるのがまちだと思う。それを合わせた景観という文化的景観の定義というのはその辺りだと考える。

そういう意味では、先ほども言ったが、大野の場合ははっきりしているが、金石の場合は一体何を文化の基礎とするのかというのが少し疑問があるところであった。

もう一つ、伺っていたら、金石というのは日本でも全国的に有名な砂上都市であるとのことである。そのような視点からもう一回見ていただけるとよい。

（事務局）

各伝統環境保存区域の基本的な考え方は、景観計画に示されている。景観計画の53ページに大野・金石地区の基本的な考え方が示されている。こういった考え方をもとに、景観形成基準というものをつくり、文化的景観を指定させていただいたということである。

ただ、いずれも大変貴重なご意見であり、今後景観計画を見直しするようなときにはぜひ取り込んでいきたい考え方であるということで、現段階では整理させていただきたい。

（G委員）

要望だけお伝えする。

江戸時代、それ以前からあった街道の景観についてもぜひ一度ご検討をいただきたいと思う。赤色の枠で文化的景観区域に入っているが、北国街道の泉の辺りは貴重な街道であると思う。そこも徐々に町家がなくなってきており、そんなところもご論議いただきたい。

そして最後に、大野町のまちづくりについては大変すばらしい内容である。もっと文化的景観として保存したり、発展をさせていきたいと感じた。金石については、さきの街道の話に関連して宮腰街道がある。この区域の中では昔の道の跡もこんなふうに残っているというようなことも含めて、整理していただきたいと思う。

（D委員）

資料中に「旧城下町区域」、「卯辰山区域」、「金石町区域」及び「大野町区域」というふうに４つが並列の形で示している部分と、（１）旧城下町区域及び卯辰山区域、（２）金石町区域、（３）大野町区域となっている部分がある。この金石町区域、大野町区域というのは、従来、今まであった文化的景観を拡充させたものなのか、テーマの違う３つの文化的景観が存在するのか、どちらなのか。

大野町で１つのテーマ、あるいは金石で１つのテーマというように、３つの文化的景観ゾーンを想定しているのか、４つなのか、それとも１つなのかというのが理解しづらい。また、それに合わせた表記というのも考えたほうがよい。

（事務局）

文化的景観区域は金沢市の景観計画で金沢市独自で設定したものである。これは基礎調査を行った中で城下町の都市構造がしっかりと残っている範囲、城下町の絵図とほぼ一致する範囲、おおむね旧城下町区域を、平成21年に文化的景観区域に位置づけた。その基礎調査のときに、この金石・大野という地区は城下町の発展・形成に非常に特にかかわりが深く、その生業や都市構造などが現在も継承されているということであり、このたび追加させていただいた。

金石、大野が一体なのか別々なのかというのは非常に難しい問題であり、歴史的な発展などからも見るとそれぞれやはり特色があるので、将来、重要文化的景観の選定を視野に入れたときには、またそれが一体の文化的景観として価値をつけるべきかどうかの議論が必要であると考えている。

（D委員）

今の説明の中で解釈するには、この旧城下町区域も卯辰山区域も金石町区域も大野町区域も、大きな意味でいえば、金沢の城下町の伝統と文化という一つの流れの中の大きく一まとめとして拡張したというふうに判断してよいということだろう。

（会長）

長町景観地区の範囲については、本日出た意見等を参考にしながら、さらに検討を加えていくことでお願いしたい。また、町家の表現の仕方について再検討願いたい。

その他、いろいろ意見があったが、参考意見ということで今後検討していただくということで、全体については了承ということでよろしいか。

（委員全員）
異議なし。

議事２　金沢らしい夜間景観整備計画(案)について

～ 事務局より説明 ～

１章　計画の基本的な考え方
２章　金沢らしい夜間景観の整備方針
３章　歴史的景観保全区域における照明ガイドライン
４章　照明実験に基づく実験箇所ごとの整備方針
５章　金沢の魅力づくりに向けた連携
６章　今後の課題

（Ｂ委員）
検討委員会委員を務めさせていただいたが、委員それぞれが分担をして照明実験のプロデュースを行った。それぞれの実験箇所についてお互い任せきりではなく、意見交換をしながら進めてきた。

これまで用水みちすじ部会の委員を務めてきて、灯具の形態もあかりを点けた状態よりも点かない状態を見て審議してきた部分もある。今後新幹線が開通し、夜もにぎやかになり、これまでに比べて夜間景観の重要性が増してくると思われる。

（会長）
特に意見はないようなので、先ほどＢ委員のからもあったが、現代社会は夜の時間帯が延びてきていると思われ、そういう意味でも夜間の景観は非常に重要になるわけである。金沢の場合は地域ごとに特色があり、その場所性に応じたあかりのあり方という視点に立った計画となっていると思う。この計画については了承ということでよろしいか。

（委員全員）
異議なし。

5. その他

～ 事務局より報告 ～

景観計画の変更（案）、その他条例改正（案）についてパブリックコメントの結果について報告。

－ 以上 －